

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会（以下「協会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を擁護するとともに、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第2条第1項の個人情報をいう。
- (2) 要配慮個人情報 法第2条第3項の要配慮個人情報をいう。
- (3) 本人 法第2条第4項の本人をいう。
- (4) 個人データ 法第16条第3項の個人データをいう。
- (5) 保有個人データ 法第16条第4項の保有個人データをいう。

(個人情報保護の責務)

第3条 協会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、この規程の目的を達成するため、個人情報保護方針を策定するとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 協会の役職員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用目的の特定)

第4条 協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 協会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、法第18条第3項各号に掲げる場合については、適用しない。

(不適正な利用の禁止)

第6条 協会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(収集の制限)

第7条 協会は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 協会は、法第20条第2項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下「電磁的記録」という。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、法第21条第4項各号に掲げる場合については、適用しない。

(事務の目録の作成等)

第9条 協会は、個人情報を取り扱う事務（一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した事務の目録を作成する。

- (1) 事務の名称及び目的
- (2) 事務を所掌する部署の名称
- (3) 個人情報の項目及び利用目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) コンピュータ処理の有無
- (6) その他理事長が定める事項

(データ内容の正確性の確保等)

第10条 協会は、事務の目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理対策)

第11条 協会は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にするとともに、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

(人的安全管理措置)

第12条 協会は、雇用契約時等における個人情報の非開示契約の締結、非開示契約に違反した場合の措置に関する規程等の整備及び職員に対する個人情報の適正な取扱いに関する教育・啓発を実施するなど、個人情報の安全管理のための必要な人的安全管理措置を講じなければならない。

(事務処理の委託)

第13条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託に関する契約書に個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人データの安全管理に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うなど、個人データの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者提供)

第14条 協会は、法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ及び個人情報を第三者に提供してはならない。

2 法第27条第5項各号に掲げる場合において、当該個人データ及び個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

第15条 前条に定めるほか、個人データの第三者への提供、外国にある第三者への提供の制限、第三者提供に係る記録の作成等、第三者提供を受ける際の確認等については、法第27条から第31条までに定めるところによる。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第16条 法32条の規定による保有個人データに関する事項の公表、本人からの利用目的の通知の求め等については、法の定めるところによる。

(保有個人データ等の開示)

第17条 法33条の規定による本人からの当該本人が識別される保有個人データ及び第三者提供記録の開示については、法の定めるところによる。

(保有個人データの訂正等)

第18条 法34条の規定による本人からの当該本人が識別される保有個人データの内容の訂正、追加又は削除については、法の定めるところによる。

(保有個人データの利用停止等)

第19条 法35条の規定による本人からの当該本人が識別される保有個人データの利用停止若しくは消去又は第三者への提供の停止については、法の定めるところによる。

(請求等の手続き)

第20条 前4条の規定による求め又は請求（以下は、この条及び次条において「請求等」という。）は、協会が指定する書面を協会に提出する方法により行わなければならない。

2 協会は、請求等をしようとする者が、前項の書面を提出する際、当該請求等に係る個人情報の本人又は法第37条第3項に定める代理人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示を求めるものとする。

(手数料等)

第21条 第16条から第19条の規定による請求等に係る手数料は、無料とする。

2 前項の請求等に対する通知の送付、書面の複写若しくは電磁的記録の出力又は送付が必要な場合、協会は請求者に対して実費又は相当額の支払いを求めることができる。

(苦情の処理)

第22条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(他の制度との調整等)

第23条 国又は地方公共団体からの受託事業若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を受けて行う事業における個人情報の取扱いについて、法令（地方公共団体の条例及び規則並びに行政処分を含む。）に特段の定めがあるときは、当該法令の定めるところによる。

(施行の細目)

第24条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 「個人情報保護規程」（平成25年12月10日施行）は廃止する。